

特定非営利活動法人笑^{にこ}幸やか定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人笑^{にこ}幸やかという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県尾道市因島重井町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般に対して、多様性を受け入れ、それぞれの個性が尊重されるインクルーシブ社会の推進に関する事業を行い、共生社会実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① インクルーシブ社会の推進に関する事業
 - ② 生涯学習に関する事業
 - ③ その他、法人の目的を達成するための事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面若しくは電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び増利
- (6) 事務局の組織及び運営

（開催）

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的方法をもって、少なくとも2日前までに通知しなければならない。

（議長）

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(臨時の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項で規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された団体に譲渡するものとする。

（合併）

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第55条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。なお、法第31条の10第4項及び法第31条の12第4項に規定する公告については、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

（細則）

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	藤井佳奈
副理事長	安西美和子
理事	中土由美子
監事	越智早苗

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2026年6月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員(個人) 入会金 0円 年会費 3,000円
 - (2) 正会員(団体) 入会金 0円 年会費 30,000円
 - (3) 賛助会員(個人) 入会金 0円 年会費 3,000円
 - (4) 賛助会員(団体) 入会金 0円 年会費 30,000円

役 員 名 簿

特定非営利活動法人笑幸やか

役職名	(ふりがな) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	ふじい かな 藤井 佳奈		無
副理事長	あんざい みわこ 安 西 美和子		無
理事	なかど ゆみこ 中土 由美子		無
監事	お ち さなえ 越智 早苗		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

設立代表者である藤井佳奈は10年前、交通事故で車いす生活を余儀なくされました。車いすでは外出も困難、段差や階段のあるお店にも入れないなど、車いす生活になって「できない！諦めよう」としたことがたくさんありました。そんな時、周囲の人が色々な情報を届けてくれました。その情報を受け、自らが先頭に立ち行動することで、他の車いすユーザーや障がいを持っている人が行動しやすくなる、一步踏み出すことができる。障がいを持っているから「できない！諦める」と思っていたことも、ちょっとした工夫や周囲の人が障がい者の目線に合わせることで「できる！」に変わることを実体験しました。

以前、福山市公園緑地課主催の春日池公園パークラボに参加させていただき、行政、市民と一緒に意見を出し合うことで、公園での車いす体験会を開催することができました。世代の違う人、地域住民の方にも車いす目線を体験していただき、不便さ、改善策など話し合う事ができました。

私たちが目的とするインクルーシブ社会の「インクルーシブ」とは、多様性が受け入れられているだけでなく、さらにそれぞれの個性が尊重されながら共生していることを表します。しかし、その実現は容易なことではありません。

私たちは、障がいの有無、年齢等に関係なく、誰もが互いを受け入れ、尊重し、ともに過ごせることが当たり前の世の中になるようにイベントや講演会等を行い活動していきたいと思えます。

私たちが積極的にインクルーシブ社会の推進活動を行っていくためには、行政や他団体との連携が必要です。私たちが法人格を持つことで、継続性が保たれ、社会的認知度も高まると、地域社会や他団体との連携も進めやすく、社会的な信頼が高まると、障がい当事者やその家族、ボランティアや支援者の参加を促進できると考えます。

多くの方に協力をいただき参画してほしいとの思いもあり、特定非営利活動法人を立ち上げることにしました。

2 申請に至るまでの経過

2020年より、警察学校や大学、2024年には福山市内の小学校でも「人権・生涯学習」で講演会を行ってきました。また、一人ではできない車いすダンスや手話ダンスにも挑戦。周囲の仲間に声をかけ手話ダンスチームを立ち上げ、全国大会で賞を頂きました。このチームを存続させるために事務局をおき、チームとともにインクルーシブな考え方を広める事業を展開し、誰もが分け隔てなく安心して過ごせる空間や環境を増やしていきたいと考え、特定非営利法人の設立に至りました。

2020年10月 講演会（広島県警察学校）
2021年11月 講演会（広島修道大学）
2023年 8月 グリーンバード福山チームのリーダー就任（月2回ごみ拾いを行う）
2024年 2月 講演会（市内小学校）
2024年 3月 手話ダンスチーム「flowers」結成、代表となる
FUKUYAMA ParkLife LAB春日池公園参加（車いす体験会実施）
2024年 6月 車いすダンスワークショップ協力 ・講演会（市内小学校）
2024年 7月 尾道海属インクルーシブビーチプロジェクト プロジェクトリーダー
2024年 8月 畠山織恵 講演会 主催
2024年 9月 第2回手話ダンス甲子園全国大会出場 特別賞受賞
2024年10月 IIWAプロジェクト 主催
FUKUYAMA ParkLife LAB春日池公園（車いす&椅子ヨガ体験会実施）
2025年 6月21日 特定非営利活動法人笑^{にこ}幸^こやかの設立総会を開催

令和7年6月22日

特定非営利活動法人 笑^{にこ}幸^こやか

設立代表者

藤井 佳奈

2025（令和7）年度事業計画書
法人設立の日から2026（令和8）年6月30日まで

特定非営利活動法人 ^{にこ}笑幸やか

1 事業実施の方針

設立初年度にあたり、法人としての組織基盤を確立するために、障がいの有無、年齢に関係なく、互いを受け入れ尊重し、ともに過ごせることが当たり前になるようなインクルーシブイベント中心に活動を行い、生涯学習に関する事業の準備を進めながら市民や多くの人に法人の活動について周知を行う。また、行政や他団体と連携し、インクルーシブ活動を継続して行えるようにする。多くの方に理解、協力していただけるよう、活動方針のPRを行うとともに会員募集を行い、会員の拡大を目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予 定 日 時	実施 予 定 場 所	従事者 の 予 定 人 数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
インクルーシブ 社会の推進に関 する事業	・手話ダンス甲子園、手話ミュージカルへの参加	8月～9月 3回	広島・岡山・兵庫	約25人	参加団体、観覧者、不特定多数	155
	・手話ダンスワークショップや就労支援事業所と連携したインクルーシブイベントの主催	10月4日	福山市 ポートプラザ	約50人	障がい当事者、一般市民 100人程度	295
	・車いすダンスワークショップ	11月30日	福山市障害者スポーツセンター	約20人	一般市民 200人程度	55
	・手話ダンス甲子園への参加	6月 1回	広島	約25人	参加団体、観覧者、不特定多数	50
生涯学習に関する事業	・地域、PTA向け講演会	2月	福山市内	2人	地域住民50人程度	0

2026（令和8）年度事業計画書
2026（令和8）年7月1日から2027（令和9）年6月30日まで

特定非営利活動法人 笑幸やか^{にこ}

1 事業実施の方針

設立2年目については、引き続き行政や他団体とも連携し、障がいの有無、年齢に関係なく、互いを受け入れ尊重し、ともに過ごせることが当たり前になるようなインクルーシブ活動を行い、イベントの内容についてもいろいろな方の意見も取り入れながら、より良いものにしていくように努めていく。生涯学習事業については、理事長を中心に講演活動を行いながら新たな気づきや発見が得られるように工夫して実践していく。新たな会員も積極的に受け入れることで法人活動を大きくすることを目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	事業内容	実施 予 定 日 時	実施 予 定 場 所	従事者 の 予 定 人 数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
インクルーシブ 社会の推進に関 する事業	・手話ダンス甲子園、手話ミュージカル参加	7月～9月 4回	広島・岡山・兵庫・香川	約25人	参加団体、観覧者、不特定多数	150
	・手話ダンスワークショップや就労支援事業所と連携したインクルーシブイベントの主催	10月 1回	福山市	約50人	一般市民 200人程度	295
	・車いすユーザーでも海に入れるインクルーシブビーチの整備の足掛かりとなるユニバーサルビーチプロジェクト	7月 1回	尾道市 瀬戸田	約10人	障がい当事者、その家族 50人程度	50
	・手話ダンス甲子園への参加	6月 1回	広島	約25人	参加団体、観覧者、不特定多数	60
生涯学習に関する事業	・地域、PTA向け講演会	年数回	福山市内	2人	地域住民50人程度	0

2025（令和7）年度 活動予算書

法人設立の日から2026年6月30日まで

特定非営利活動法人

笑幸やか

（単位：円）

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	30,000		
賛助会員受取会費	30,000		
賛助会員受取会費 団体	750,000	810,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
4. 事業収益			
事業収益			
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			810,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費	170,000		
旅費交通費			
人件費計	170,000		
(2) その他経費			
会議費			
宣伝広告	45,000		
旅費交通費	155,000		
雑費	40,000		
諸謝金	80,000		
消耗品費	25,000		
保険料	10,000		
賃借料	30,000		
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	385,000		
事業費計		555,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			

役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	15,000		
消耗品費	5,000		
接待交際費	40,000		
通信費	15,000		
雑費	60,000		
旅費交通費			
管理諸費	120,000		
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	255,000		
管理費計		255,000	
経常費用計			810,000
当期経常増減額			0
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

2026（令和8）年度 活動予算書

2026年7月1日から2027年6月30日まで

特定非営利活動法人

笑幸やか

（単位：円）

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	30,000		
賛助会員受取会費	30,000		
賛助会員受取会費 団体	750,000	810,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
4. 事業収益			
事業収益			
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			810,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費	130,000		
旅費交通費			
人件費計	130,000		
(2) その他経費			
会議費			
宣伝広告	30,000		
旅費交通費	185,000		
雑費	40,000		
諸謝金	105,000		
消耗品費	25,000		
保険料	10,000		
賃借料	30,000		
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	425,000		
事業費計		555,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			

役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	15,000		
消耗品費	5,000		
接待交際費	40,000		
通信費	15,000		
雑費	60,000		
旅費交通費			
管理諸費	120,000		
減価償却費			
支払利息			
その他経費計	255,000		
管理費計		255,000	
経常費用計			810,000
当期経常増減額			0
Ⅲ 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0